

# 敷金資金貸付申込要領

福岡市職員共済組合（本庁舎8階）  
電話 711-4452(内線 1393)



## 1 敷金資金貸付を受けることができる場合

### (1) 組合員が、賃貸住宅に自ら居住する際に、敷金等の資金を必要とする場合

- 組合員（申込者）自身が契約の当事者であり、その住宅に居住すること
  - 契約書に敷金等の額が明記されていること
- ※敷金0円の物件も貸付対象です。

### (2) 貸付申込み時現在、共済組合の住宅資金貸付・敷金資金貸付を受けていないこと

- 既に住宅貸付・敷金貸付を受けており、貸付月までに完済していない場合は、貸付申込み時までに前回貸付の残元利金の一括償還を済ませていること

#### <一括償還の方法>

事前に「一括償還申出書」を共済組合に提出し、敷金貸付申込みまでに残元利金を共済組合の指定口座にお振込みください。敷金貸付申込みの際には一括償還した領収書又は振込依頼書等の控え（写し）を添付してください。

### (3) 申込者が組合員（再任用職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員、市立病院機構における再雇用により採用された職員及び任意継続組合員を除く）であり、次のいずれにも該当しないこと

- ア 給料その他の諸給与金の差押えを受けている人
- イ 給料その他の諸給与金の差押えが消滅した後、3年を経っていない人
- ウ 当該申込分を含む貸付金（高額医療貸付及び出産貸付にかかる貸付金を除く）の毎月償還額並びに福岡市職員厚生会貸付金及び金融機関等からの本人名義の借入金の毎月返済合計額（以下「月例償還額」）が、貸付の申込み時における給料の100分の30に相当する額を超える人
- エ 当該申込分を含む貸付金の月例償還額に十二を乗じて得た額及び期末手当等の支給月における当該期末手当等からの償還額（他の金融機関等に対する期末手当等からの償還額を含む。）に二を乗じて得た額の合計額が、給料に十二を乗じて得た額及び期末手当等の額（この場合、給料に四を乗じて得た額を期末手当等の額とみなす。）の合計額の100分の30に相当する額を超える人
- オ 給料の全部の支給が停止されている人、又は懲戒処分により給料の一部の支給が停止されている人
- カ 破産手続開始申立者及びその手続き中の人、並びに再生手続開始申立者及びその手続き中の人
- キ 破産手続開始決定及び再生手続開始決定後、3年を経っていない人
- ク 住宅貸付保険及び一般貸付保険に規定された保険事故の対象となることがある人
- ケ 福岡市職員共済組合貸付規程第12条第2項に基づき特別償還中である人

## 2 貸付対象となる費用

敷金のほか、礼金・事務手数料・引越し費用など  
※敷金0円の物件も貸付対象です。

## 3 貸付額 ・ 貸付利率

### (1) 貸付額

貸付額上限 30万円

- 30万円を上限として、提出された必要経費が確認できる書類の金額の範囲内で、1万円単位で貸し付けます。
- 共済組合から他に貸付を受けている場合は、限度額まで貸付できないことがあります。

#### 他の共済貸付を受けている場合の取扱いは？

##### ○ 自動車貸付を受けている場合

自動車貸付の残額と敷金貸付の申込額の合計額が、申込み時の給料月額（本俸）の6ヶ月分に相当する金額を超えることはできません。（※上限200万円まで）

##### ○ 住宅貸付(災害貸付)を受けている場合

住宅貸付（災害貸付）を一括償還しなければ敷金貸付の申込みはできません。

##### ○ 特別貸付(入学・修学)を受けている場合

特別貸付の残額と普通貸付の残額及び申込額の合計が、住宅貸付の限度額を超えることはできません。

また、すべての貸付残額及び敷金貸付の申込額の合計が貸付可能額（給料月額×組合員期間に応じた月数）又は最低保障額のいずれか高い額を超えることはできません。

※住宅貸付の限度額については、共済 WEB(6頁を参照)、住宅貸付申込要領又は「身近な福利厚生」で確認することができます。

### (2) 貸付利率

年利(変動金利) 1.26% です。

☆ 固定金利ではありません。

共済組合の貸付利率は一年毎の変動金利です。

地方公務員共済組合連合会が国債の利回りを基礎として定款で定める率を基準利率とし、基準利率の区分に応じ貸付利率を設定します。基準利率は毎年10月に改定されます。

利率は貸付日現在の利率が適用されます（申込日ではありません）。



Q 適用利率が変更された場合は？

A 償還回数が変わらず、1回当たりの償還額が変わります。

適用利率が変更された場合は、残元金と償還残回数により1回あたりの償還額を再計算します。変更後の償還額は共済 WEB にて確認ができます。また、必要な方には償還明細表を送付いたします。

## 4 申込みと貸付日

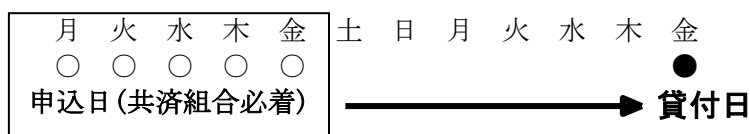
### (1) 申込み

申込期限：賃貸借契約日の翌月末日

賃貸借契約書を取り交わした日（貸主の記名押印がなくても可）から賃貸借契約日の翌月末日まで申込みことができます。

### (2) 貸付日

申込日の属する週の翌週金曜日（金融機関の休業日の場合は直前の営業日）が貸付日です。



### (3) 提出書類

必要書類	説明
普通貸付申込書（敷金） 【様式第2号の2】	共済組合所定。
申立書兼同意書 【様式第20号の7】	共済組合所定。 ※自署または記名押印をお願いします。
借入金明細申告書 【様式第21号の3】	共済組合所定。
<b>借入状況及び毎月の弁済状況を確認できる書類</b> ※借入金明細申告書の記載内容が確認できるもの	他の金融機関等からの借入状況及び毎月の弁済状況を確認できる書類 ※住宅ローン申込書（写）、融資決定通知書（写）、償還表（写）等
借用証書 【様式第6号の3】	共済組合所定。住所は申込日現在の自宅住所（通称名は不可）を記入し、 <u>実印を押印</u> してください。 ※訂正不可

<p><b>住宅賃貸借契約書・約款（写）</b>  <b>※重要事項説明書では受付できません！</b></p>	<p>契約書には借主（借受者）の記名・押印が必要です。  <u>約款まですべて鮮明にコピーしてください。</u>          申込みの段階で貸主の記名押印がない場合は、契約締結後すみやかに押印がある契約書を提出してください。  <b>提出期限：貸付日から 1か月 以内</b></p>
<p><b>転居に係る費用が確認できる書類</b></p>	<p>必要経費を確認します。          ※運送契約書（写） 等</p>
<p><b>印鑑証明書</b></p>	<p><u>申込日前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。</u>（住所が変わっている場合は最新の住所のもの）</p>
<p>その他</p>	<p>○住宅貸付・敷金貸付を償還中の方が残額を一括償還して新たに敷金貸付を申込み場合は、一括償還の領収書の写しが必要です。キャッシュコーナーでの振込みの場合は振込明細書でも構いません。          ○未婚の未成年者が申込みをする場合は、民法の規定により法定代理人の同意書（共済組合所定）が必要です。          ○審査上必要な場合は、別に書類の提出を求める場合があります。</p>

**※太字の必要書類は様式以外に用意する必要があるもの。**

○ 共済組合所定の様式は全庁 OA システム庁内リンク（福利厚生）または共済組合のホームページから印刷できます。

書類に不備があると受付できませんのでご注意ください。

## 5 償還方法

希望する償還回数または1回あたりの償還額を申込み時に申し出てください。この要領の6頁に償還モデルケースを掲載していますので、参考にしてください。

### (1) 償還方法

- 返済は貸付月の翌月から給与控除による償還となります。（賞与併用償還はできません。）
- 償還期間が貸付月の翌月から **120月以内** になるように設定してください。  
 なお、任期付職員及び市立病院機構所属の有期職員である組合員については、前記にかかわらず、貸付月の翌月から任期又は雇用期間が終了する月までの月数以内となります。

### (2) 給与から控除できなかった場合

給与の一部もしくは全部が支給されないなどの事情により償還金の控除ができなかった場合は、納付書を送付しますので、指定日までに金融機関で納入してください。

なお、振込手数料は自己負担です。

## 6 貸付の決定について

貸付決定後、貸付決定通知書と個別償還明細表を送付しますので、内容をご確認ください。あわせて、借受者の所属長にも貸付決定の通知を行います。

## 7 一括償還と繰上償還について

事前に理事長の承認を受けることにより、未償還元利金の全部を返済する一括償還または一部を返済する繰上償還をすることができます。所定の申出書を職員共済組合までご提出ください。

申出書は全庁 OA システム庁内リンク（福利厚生）、共済組合ホームページまたは「身近な福利厚生」に掲載しています。

一括償還	繰上償還
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>納期限は毎月25日</u>（当日が休日の場合はその直前の開庁日）</li> <li>○ 事務手数料は無料（※振込手数料のみ自己負担）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 納付月まで定期償還を行った後の残元利金を返済</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 10万円以上1万円単位の希望額を返済</li> <li>○ 償還期間の短縮</li> <li>○ 育児休業等による償還猶予中は利用不可</li> </ul>

## 8 即時償還について

次のいずれかに該当した場合には、直ちに貸付を取り消し、未償還元利金を即時償還していただきます。

- ア 組合員の資格を失ったとき
- イ 退職手当又はこれに相当する手当の支給を受けたとき  
※ 退職時に未償還元利金がある場合は、退職手当等から控除します。
- ウ 申込みの内容に虚偽があることが判明したとき
- エ その他貸付規程に違反したとき

## 9 保険事故について（共済組合からのお願い）



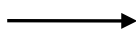
**自己破産及び民事再生手続きによる保険事故は発生しています！**



**保険事故とは？**

自己破産や再生手続等の理由により貸付金が回収不能となることです。これに該当した場合は、共済組合が加入する貸付保険からの保険金により債権を保全します。従って、保険事故が増えれば保険料も割高になります。

**保険事故増**



**貸付事業の縮小・廃止**

保険事故が増加していく状況になれば、縮小・廃止を含めた貸付事業の見直しを余儀なくされることもあります。保険事故は、未来も含めた全ての組合員に対して影響をおよぼしますので、今後も貸付制度を維持できるよう、申込みにあたっては返済計画等を十分にご検討のうえ、無理のない範囲での貸付の利用をお願いします。

なお、債権者である共済組合が、借受者が破産手続き又は再生手続きを開始した事実を把握した場合には、申込み時に提出していただく「申立書兼同意書」に基づき、任命権者及び所属長に対してその事実を連絡します。

## 10 敷金資金貸付の償還モデルケース

- 紙面の都合上 5 万円単位の貸付金額及び 24 回ごとの償還期間で掲載していますが、それぞれ貸付金額は 1 万円単位及び償還期間は 1 回単位で設定できます。
- 償還方法は、償還回数による設定の他、1 回あたりの償還額でも設定できます。
- 利率が変動した場合、その時点における残元金、償還残回数に応じて、1 回あたりの償還額を再計算します。



希望の金額及び回数がモデルケースにない場合は共済 WEB をどうぞ！  
償還額の試算の他、返済シミュレーションや共済貸付の返済状況(毎月更新)  
の確認もできます。無理のない返済計画をお願いします！

### ☆共済 WEB へのアクセス方法



全庁 OA システム庁内リンク(福利厚生) → 福利厚生 →  
共済 → 共済 WEB

### 償還表

## 敷金貸付の「給与償還」モデルケース

年 利	1.26%
月 利	0.105%

貸付金額	償 還 期 間				
	2年	4年	6年	8年	10年
	24 回	48 回	72 回	96 回	120 回
50,000	2,111	1,069	722	548	444
100,000	4,222	2,138	1,443	1,096	888
150,000	6,333	3,206	2,165	1,644	1,331
200,000	8,444	4,275	2,886	2,192	1,775
250,000	10,554	5,344	3,607	2,739	2,219
300,000	12,665	6,413	4,329	3,287	2,663



## 11 共済貸付の個人情報保護について

※「保護に関する規程」とは「福岡市職員共済組合個人情報保護に関する規程」、「規程」とは「福岡市職員共済組合貸付規程」、「細目」とは「福岡市職員共済組合貸付規程実施細目」をいう。

福岡市職員共済組合は、貸付事業を実施するにあたり、「個人情報の保護に関する法律」及び「福岡市職員共済組合個人情報保護に関する規程」に基づき、個人情報取扱い事業者として次のことを遵守します。

### 1 利用目的の特定について

貸付申込時に取得した個人情報の利用目的は次のとおりです。

- ▼ 貸付申込内容が貸付条件に適合しているか審査するために使用します。
- ▼ 貸付申込書の口座情報は貸付金の入金を金融機関へ依頼するために使用します。
- ▼ 貸付申込内容の完了確認審査のため使用します。
- ▼ 貸付金の償還管理のために使用します。
- ▼ 共済WEBで個人の借入状況を表示するために使用します。
- ▼ 細目様式第21号の2・借入金明細申告書により申告された内容は、細目第4条第2号で規定する貸付制限対象者に該当するか否かを審査するために使用します。

### 2 個人情報の正確性の確保と安全管理について

- ▼ 福岡市職員共済組合は、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データが正確かつ最新の内容に保つよう努めます。
- ▼ 取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止、その他個人データの安全管理のために必要かつ適切な管理を行うとともに、本組合がその業務の一部を委託する場合も、取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう受託者を必要かつ適切に監督します。

### 3 第三者提供の制限について

- ▼ 福岡市職員共済組合は、あらかじめ組合員本人の同意を得ず、収集した個人情報を第三者に提供しません。ただし、保護に関する規程第17条に該当する場合及び次の3つの項に該当する場合は除きます。
- ▼ 貸付決定時は、規程第8条に基づき所属長へ貸付決定通知を送付します。通知の項目は、借受者氏名・貸付番号・貸付種別・申込種別・貸付日・貸付金額です。
- ▼ 貸付保険事故が発生した場合は、債権保全のために必要な組合員の個人情報を書面により損害保険会社へ提供します。
- ▼ 組合員が退職する際、福岡市職員共済組合と福岡市職員厚生会双方に退職手当から返済することとなっている未償還残元利金を有し、その全額を退職手当から控除することができない場合は、退職手当から控除する金額を決定するため、相互に借受者氏名、貸付種別、未償還残元利金を提供します。

### 4 開示について

- ▼ 組合員本人から申し出があった場合は、保護に関する規程第25条第2項ただし書きに該当する場合を除き、保有個人データを開示します。

### 5 訂正等について

- ▼ 組合員本人から、保有個人データ内容の訂正、追加又は削除を求められた場合は、利用の目的に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果に基づき訂正等を行います。